

# 災害時等の情報はさまざまな方法で入手できます

**災**害時等には、市や関係機関からの情報がさまざまな媒体から発信されます。テレビでは速報が出ますが、市内だけでなく県内、全国の情報を報じるため、細かい情報や即時性の高い情報は入手できません。

防災行政無線は、気象庁が発信する気象情報ではなく、市が発信する避難勧告などの市民の取るべき行動を放送します。しかし、スピーカーからの距離や家の気密性、風雨等により放送がはっきりと聞こえない場合があります。そこで、これらを補い、正確な情報を入手するための情報源を紹介します。有効に活用いただき、皆さんの避難行動に役立ててください。

☎危機管理課危機管理担当 ☎71・2119 ☎72・6739

## 河川水位や雨の情報等

台風接近時など、自分のいる場所の状況を知りたい場合、気象庁や都道府県等のホームページをご活用ください。気象注意報・警報はもちろんのこと、土砂・洪水の危険度分布や気象レーダー、アメダスといった内容が地図上で確認でき、有効な情報収集手段となります。

### 長野地方気象台 (気象庁)

<http://www.jma-net.go.jp/nagano/>



洪水警報の分布図など、危険水位が確認できます。

### 河川砂防情報ステーション (長野県)

<https://www.sabo-nagano.jp>



ライブカメラによるリアルタイムの河川状況や土砂災害の恐れのある箇所が確認できます。

### 川の防災情報 (国土交通省)

<https://www.river.go.jp/>



川の水位情報など、危険な川に行くことなく水位を確認できます。

## 避難情報等

市では、気象庁や都道府県等の管理者機関から気象情報や河川情報を得て、避難情報等を発信しています。防災行政無線だけでなく、メールや防災ラジオといった複数の方法で情報を入手してください。

### 安曇野市メール配信サービス

火災、気象、地震、停電、行方不明者、市からの緊急情報等をメール配信しています。受信内容を選択できますので、必要な情報をご登録ください。

#### 【登録方法】

右記2次元バーコードを読み取るか、  
✉t-azumino@sg-m.jp に空メールを送信



し、返信メールの添付URLから本登録してください。  
※登録料無料。パケット通信料、回線料等は登録者負担です。

### 市防災ラジオによる情報発信

市防災ラジオは災害時等緊急放送が流れた場合に自動起動し、最大音量で放送されます。また、通常はACアダプタから給電し、停電時には乾電池からの給電に自動的に切り替わる、2電源方式となります。

【販売店】市内販売店またはあづみ野エフエム放送株式会社

【価格】9,500円(税込み)

安曇野市防災用品購入補助金制度の対象となりますので、ご利用ください。



### 防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線が聞こえなかった場合は、放送内容を電話で確認できるテレホンサービスをご利用ください。

【テレホンサービス】☎0120・27・1313

※市外からや一部のIP電話からは、繋がらないことがあります。



### 「Yahoo!防災速報」アプリ

ヤフー株式会社との協定に基づき「Yahoo! 防災速報」アプリ登録者に情報の配信をしています。スマートフォン等をお持ちの人はアプリをダウンロードしてご利用ください。

☎ <https://emg.yahoo.co.jp/>



## 新型コロナウイルス感染症 関連情報

### 長野県が「新型コロナ 誹謗中傷等被害相談窓口」を設置しました

県では、8月26日から、新型コロナウイルス感染症に関連し、誹謗中傷や差別的な取り扱いを受けた被害者を早急に支援するため、電話相談窓口を設置しています。その他新型コロナウイルス感染症に関する人権相談や困りごと相談等の窓口もあります。ひとりで悩まずご相談ください。

新型コロナ 誹謗中傷等被害者相談窓口 ☎026・235・7100(平日 午前8時30分～午後5時15分)

みんなの人権110番 ☎0570・003・110(平日 午前8時30分～午後5時15分)

外国語人権相談ダイヤル ☎0570・090・911(平日 午前9時～午後5時)

新型コロナウイルスお困りごと相談センター ☎026・235・7077(毎日 午前8時30分～午後5時15分)



### 長野県の感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安(概要)

8月19日現在

レベル	アラート	状態	対応策
1	平常時	感染者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発令し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警報	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保
5	非常事態宣言(県独自)	感染が顕著に拡大している状態	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討、全病床・全宿泊施設を確保
6	緊急事態宣言(特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態	緊急事態措置の実施を検討

### レベルを引き上げるとき

下表を目安に全県の数値が基準を上回った場合に、全県または一部の圏域のレベル引き上げを行います。

	直近1週間の人口10万人 当たり新規感染者数(人)	
レベル2の基準値	0.4人	※1
レベル3の基準値	1.2人	
レベル4の基準値	2.5人	
レベル5の基準値	5.0人	※2

※1 その前の1週間から増加している場合など引き続き増加が予想される場合とします。単発的なクラスターにより基準を超えたが抑え込みが可能な場合など、引き続き増加の恐れが少ない場合は除きます。

※2 レベル5は国の示す感染状況の「ステージⅢ」に相当する段階で、新規感染者数の目安の他に、入院者/受入可能病床数および重症者/受入可能病床数の割合も重要な指標として勘案し、総合的に判断します。

### レベルを引き下げるとき

感染警戒レベルの引き上げに関わる事例の最後の感染者が発生してから14日間、その事例に係る新たな感染者が発生していない場合は感染警戒レベルを引き下げます。また、基本的に14日間はそのレベルを維持することとし、それ以降の時点で基準を満たさなくなった場合は感染警戒レベルを引き下げます。

### 事業者の皆さんの協力が必要です～新型コロナウイルス感染症拡大防止～

県内では、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数確認されています。今が感染拡大防止と社会経済活動を両立させていく上で重要な局面です。事業者の皆さんは、次の2点へのご協力をお願いします。また、資金繰りや雇用、納税などでお困りの際は気軽にご相談ください。

- ①業種別の感染拡大予防ガイドラインに沿った感染予防策の徹底
- ②「新型コロナ対策推進宣言」への積極的な参加



長野県感染拡大予防ガイドライン



長野県「新型コロナ対策推進宣言」

#### 【相談内容・窓口】

資金繰り、融資、各種支援策 松本地域振興局商工観光課 (☎40・1932 ☎47・8904)  
雇用 中信労政事務所 (☎40・1936 ☎47・7828)  
納税 中信県税事務所 (☎40・1906 ☎47・7820)

松本地域振興局総務管理課 (☎40・1903 ☎47・7821)